

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社証券ジャパン		
■取組方針掲載ページのURL :	https://www.secjp.co.jp/corporate/policy/fiduciary/		
■取組状況掲載ページのURL :	https://www.secjp.co.jp/corporate/policy/fiduciary/		
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	『取組方針』 1. お客様の最善の利益の追求
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	『取組方針』 2. 利益相反の適切な管理
原則4 注	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	『取組方針』 3. 手数料等の明確化
原則5 注1 注2 注3 注4 注5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、 ・損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	『取組方針』 4. 重要な情報の分かりやすい提供
原則5 注6 注7 注8 注9 注10 注11 注12 注13 注14 注15 注16 注17 注18 注19 注20 注21 注22 注23 注24 注25 注26 注27 注28 注29 注30 注31 注32 注33 注34 注35 注36 注37 注38 注39 注40 注41 注42 注43 注44 注45 注46 注47 注48 注49 注50 注51 注52 注53 注54 注55 注56 注57 注58 注59 注60 注61 注62 注63 注64 注65 注66 注67 注68 注69 注70 注71 注72 注73 注74 注75 注76 注77 注78 注79 注80 注81 注82 注83 注84 注85 注86 注87 注88 注89 注90 注91 注92 注93 注94 注95 注96 注97 注98 注99 注100 注101 注102 注103 注104 注105 注106 注107 注108 注109 注110 注111 注112 注113 注114 注115 注116 注117 注118 注119 注120 注121 注122 注123 注124 注125 注126 注127 注128 注129 注130 注131 注132 注133 注134 注135 注136 注137 注138 注139 注140 注141 注142 注143 注144 注145 注146 注147 注148 注149 注150 注151 注152 注153 注154 注155 注156 注157 注158 注159 注160 注161 注162 注163 注164 注165 注166 注167 注168 注169 注170 注171 注172 注173 注174 注175 注176 注177 注178 注179 注180 注181 注182 注183 注184 注185 注186 注187 注188 注189 注190 注191 注192 注193 注194 注195 注196 注197 注198 注199 注200 注201 注202 注203 注204 注205 注206 注207 注208 注209 注210 注211 注212 注213 注214 注215 注216 注217 注218 注219 注220 注221 注222 注223 注224 注225 注226 注227 注228 注229 注229 注230 注231 注232 注233 注234 注235 注236 注237 注238 注239 注240 注241 注242 注243 注244 注245 注246 注247 注248 注249 注250 注251 注252 注253 注254 注255 注256 注257 注258 注259 注259 注260 注261 注262 注263 注264 注265 注266 注267 注268 注269 注270 注271 注272 注273 注274 注275 注276 注277 注278 注279 注279 注280 注281 注282 注283 注284 注285 注286 注287 注288 注289 注289 注290 注291 注292 注293 注294 注295 注296 注297 注298 注299 注299 注300 注301 注302 注303 注304 注305 注306 注307 注308 注309 注309 注310 注311 注312 注313 注314 注315 注316 注317 注318 注319 注319 注320 注321 注322 注323 注324 注325 注326 注327 注328 注329 注329 注330 注331 注332 注333 注334 注335 注336 注337 注338 注339 注339 注340 注341 注342 注343 注344 注345 注346 注347 注348 注349 注349 注350 注351 注352 注353 注354 注355 注356 注357 注358 注359 注359 注360 注361 注362 注363 注364 注365 注366 注367 注368 注369 注369 注370 注371 注372 注373 注374 注375 注376 注377 注378 注379 注379 注380 注381 注382 注383 注384 注385 注386 注387 注388 注389 注389 注390 注391 注392 注393 注394 注395 注396 注397 注398 注399 注399 注400 注401 注402 注403 注404 注405 注406 注407 注408 注409 注409 注410 注411 注412 注413 注414 注415 注416 注417 注418 注419 注419 注420 注421 注422 注423 注424 注425 注426 注427 注428 注429 注429 注430 注431 注432 注433 注434 注435 注436 注437 注438 注439 注439 注440 注441 注442 注443 注444 注445 注446 注447 注448 注449 注449 注450 注451 注452 注453 注454 注455 注456 注457 注458 注459 注459 注460 注461 注462 注463 注464 注465 注466 注467 注468 注469 注469 注470 注471 注472 注473 注474 注475 注476 注477 注478 注479 注479 注480 注481 注482 注483 注484 注485 注486 注487 注488 注489 注489 注490 注491 注492 注493 注494 注495 注496 注497 注498 注499 注499 注500 注501 注502 注503 注504 注505 注506 注507 注508 注509 注509 注510 注511 注512 注513 注514 注515 注516 注517 注518 注519 注519 注520 注521 注522 注523 注524 注525 注526 注527 注528 注529 注529 注530 注531 注532 注533 注534 注535 注536 注537 注538 注539 注539 注540 注541 注542 注543 注544 注545 注546 注547 注548 注549 注549 注550 注551 注552 注553 注554 注555 注556 注557 注558 注559 注559 注560 注561 注562 注563 注564 注565 注566 注567 注568 注569 注569 注570 注571 注572 注573 注574 注575 注576 注577 注578 注579 注579 注580 注581 注582 注583 注584 注585 注586 注587 注588 注589 注589 注590 注591 注592 注593 注594 注595 注596 注597 注598 注599 注599 注600 注601 注602 注603 注604 注605 注606 注607 注608 注609 注609 注610 注611 注612 注613 注614 注615 注616 注617 注618 注619 注619 注620 注621 注622 注623 注624 注625 注626 注627 注628 注629 注629 注630 注631 注632 注633 注634 注635 注636 注637 注638 注639 注639 注640 注641 注642 注643 注644 注645 注646 注647 注648 注649 注649 注650 注651 注652 注653 注654 注655 注656 注657 注658 注659 注659 注660 注661 注662 注663 注664 注665 注666 注667 注668 注669 注669 注670 注671 注672 注673 注674 注675 注676 注677 注678 注679 注679 注680 注681 注682 注683 注684 注685 注686 注687 注688 注689 注689 注690 注691 注692 注693 注694 注695 注696 注697 注698 注699 注699 注700 注701 注702 注703 注704 注705 注706 注707 注708 注709 注709 注710 注711 注712 注713 注714 注715 注716 注717 注718 注719 注719 注720 注721 注722 注723 注724 注725 注726 注727 注728 注729 注729 注730 注731 注732 注733 注734 注735 注736 注737 注738 注739 注739 注740 注741 注742 注743 注744 注745 注746 注747 注748 注749 注749 注750 注751 注752 注753 注754 注755 注756 注757 注758 注759 注759 注760 注761 注762 注763 注764 注765 注766 注767 注768 注769 注769 注770 注771 注772 注773 注774 注775 注776 注777 注778 注779 注779 注780 注781 注782 注783 注784 注785 注786 注787 注788 注789 注789 注790 注791 注792 注793 注794 注795 注796 注797 注798 注799 注799 注800 注801 注802 注803 注804 注805 注806 注807 注808 注809 注809 注810 注811 注812 注813 注814 注815 注816 注817 注818 注819 注819 注820 注821 注822 注823 注824 注825 注826 注827 注828 注829 注829 注830 注831 注832 注833 注834 注835 注836 注837 注838 注839 注839 注840 注841 注842 注843 注844 注845 注846 注847 注848 注849 注849 注850 注851 注852 注853 注854 注855 注856 注857 注858 注859 注859 注860 注861 注862 注863 注864 注865 注866 注867 注868 注869 注869 注870 注871 注872 注873 注874 注875 注876 注877 注878 注879 注879 注880 注881 注882 注883 注884 注885 注886 注887 注888 注889 注889 注890 注891 注892 注893 注894 注895 注896 注897 注898 注899 注899 注900 注901 注902 注903 注904 注905 注906 注907 注908 注909 注909 注910 注911 注912 注913 注914 注915 注916 注917 注918 注919 注919 注920 注921 注922 注923 注924 注925 注926 注927 注928 注929 注929 注930 注931 注932 注933 注934 注935 注936 注937 注938 注939 注939 注940 注941 注942 注943 注944 注945 注946 注947 注948 注949 注949 注950 注951 注952 注953 注954 注955 注956 注957 注958 注959 注959 注960 注961 注962 注963 注964 注965 注966 注967 注968 注969 注969 注970 注971 注972 注973 注974 注975 注976 注977 注978 注979 注979 注980 注981 注982 注983 注984 注985 注986 注987 注988 注989 注989 注990 注991 注992 注993 注994 注995 注996 注997 注998 注999 注999 注1000 注1001 注1002 注1003 注1004 注1005 注1006 注1007 注1008 注1009 注1009 注1010 注1011 注1012 注1013 注1014 注1015 注1016 注1017 注1018 注1019			

	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則2 注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則3 注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズや想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に決めを行なうべきである。	実施	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則4 注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、線上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なうべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則5 注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	実施	『取組方針』 5. お客様にふさわしいサービスの提供	5. お客様にふさわしいサービスの提供

【照会先】

部署	総合企画部
連絡先	電話番号:03-3668-2286 メールアドレス:sogokikakubu@secjp.co.jp